

兵庫県告示第405号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

公立豊岡病院組合

2 事業の種類

（仮称）朝来医療センター整備事業及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県朝来市和田山町法興寺字藤ノ木及び字ツキノマへ地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

（仮称）朝来医療センター整備事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に該当すると認められる。

また、本件事業の本体事業と一体的に施行する医師住宅及び調整池は、法第3条第35号に掲げる「事業のために欠くことができない宿舍その他の施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である公立豊岡病院組合は、平成24年3月に「（仮称）朝来医療センター基本構想・基本計画」を策定し、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を実施する公立豊岡病院組合は、現在朝来市域において梁瀬医療センターと和田山医療センターを設置運営し、地域住民の医療の確保と公衆衛生の向上に努めている。しかし、但馬地域においては、平成16年に始まった新医師臨床研修制度を契機とした医師不足の影響が他地域よりも厳しく、両医療センターともに医師の減少により、診療科の休止や救急医療の受け入れ制限を行わざるを得ない状況にある。

さらに、和田山医療センターは築後45年以上が経過し老朽化が進むうえ、土砂災害区域内に存し、梁瀬医療センター周辺も浸水想定区域内にあるなど、防災上の問題も抱えている。

本件事業は、自然災害の影響を受ける可能性が低く、療養環境に優れた場所に、両医療センターを統合する新たな医療センターを整備することにより、医師をはじめとする医療資源や職員を集約し、診療機能を充実させ患者の利便性の向上を図るとともに、効率的な運営を図るものである。また、医療スタッフが働きやすい職場環境を整えることにより医師の確保を図り、朝来市域における唯一の公的医療機関として地域医療の充実を図るもので、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物等については、本件事業の施行によりその生息環境に及ぼされる環境影響の程度は極めて小さいと判断される。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も確認されていないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、（1）社会的条件： 交通条件 / 朝来市内全域からのアクセス

が良く、公共交通機関による利便性が図れること、豊岡病院や八鹿病院へのアクセスが良いこと、環境条件/自然災害の影響を受ける可能性が低いことに加え、療養環境に優れていること、ドクターヘリ臨時離発着場の設置が可能であること、(2)技術的要件:工事の際の騒音や振動の発生を抑えられ、造成等が容易であること、(3)経済的条件:費用(工事費、用地費等)について経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、医師不足により診療科の休止や救急医療の受け入れ制限等を行わざるを得ない状況にあり、さらに、防災上の問題点も抱えるなど、新たな医療センターを整備し、機能を集約することが急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

朝来市役所総務部財務課